

出席停止について

あなたのお子さまは、出席停止となりました。それは、今回感染した疾病が学校保健安全法施行規則により、「学校で予防すべき感染症」と指定されているためです。出席停止の期間の基準は、下記のとおりです。なお、登校するときは、治癒証明書が必要となりますので、医師に記入していただいて学校へ提出してください。

記

	学校において予防すべき感染症	出席停止の期間の基準
第1種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群 (SARSコロナウイルス) 鳥インフルエンザ(H5N1)および(H7N9) 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)	治癒するまで。
第2種	インフルエンザ 百日咳 麻疹 流行性耳下腺炎 風疹 水痘 咽頭結膜熱 結核 髄膜炎菌性髄膜炎	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで。 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。 解熱した後、3日を経過するまで。 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。 発疹が消失するまで。 すべての発疹が痂皮化するまで。 主要症状が消退した後、2日を経過するまで。 医師が伝染のおそれがないと認めるまで。 医師が伝染のおそれがないと認めるまで。
第3種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症	医師が伝染のおそれがないと認めるまで。

たときはこのかぎりではないと認め

き り と り せ ん

治癒証明書

学校名 富岡市立西小学校

年 組 氏名

病名 ()

月 日より上記の疾病のため出席停止となっていましたが、他に感染のおそれなくなったので 月 日より出席してよいと認めます。

令和 年 月 日

医師名

印